

地方公共団体の財政の健全化に関する要望意見書

「地方財政再建促進特別措置法」に代わる新たな自治体財政再建法として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、第166通常国会で成立した。そして、2009年度からの施行が予定されている。

この法律は、自治体財政の健全性に関する比率を公表し、健全化を図るための計画を策定する制度を定めるもので、地方公共団体が毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告し、公表するとしている。

この健全性に関する4指標には早期健全化基準及び再生基準が設けられるが、この基準は法律では規定されておらず、年内に総務省が策定する政省令に盛り込まれることとなっている。

しかし、連結実質赤字比率の算定では、一般会計の他に国民健康保険会計や介護保険会計、下水道会計などの特別会計、水道事業会計や病院事業会計などの公営企業会計の赤字額も算入される。

また、将来負担比率では、地方債の現在高に加え全職員が退職を想定した場合の退職手当金などを自治体の負債として算入される。

については、今回の「地方公共団体財政健全化法」の施行にあたっては、次の点について強く要望する。

記

1. 病院事業会計などは、恒常的に赤字状態が続いており、診療報酬改定などによる自治体病院の経営状況は益々悪化している。政府においては、地域医療の使命である公的病院に対する財政措置の拡充および医師確保対策を十分にはかること。
2. 国保会計や下水道会計は、地域の実情等により赤字脱却の困難性から、連結決算に算入する場合は、地方自治体の現状を十分に考慮すること。
3. 将来負担比率に算入される退職手当金については、全職員が退職を想定するなど想定外のことであり、算定の際には慎重に考慮すること。
4. 自治体財政の根幹である地方交付税制度を堅持し、交付税総額の安定的確保をはかり、地方交付税制度の財源保障機能および財政調整機能の堅持、自治体の安定的財政運営を実現する一般財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 厚生労働大臣